



平成27年1月16日

主 税 局

固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の3つの軽減措置について、平成27年度も継続することとしましたので、お知らせします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

なお、3つの軽減措置の概要は、別紙のとおりです。

- 「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」については、平成27年第1回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。
- 「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」については、当該措置の根拠となる地方税法の規定が施行され次第、東京都都税条例の改正手続きをする予定です。

(問合せ先)

主税局税制部税制課 03-5388-2949

(別紙)

固定資産税等の軽減措置の概要

対象	経緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 〔面積 200 m ² までの部分〕	○創設 昭和63年度 ○目的 ・地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
小規模非住宅用地 〔面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分〕	○創設 平成14年度 ○目的 ・過重な負担の緩和 ・中小企業の支援	固定資産税 都市計画税 } 2割
商業地等 〔負担水準が65%を超える商業地等〕	○創設 平成17年度 ○目的 ・負担水準の不均衡を是正 ・過重な負担の緩和	固定資産税 都市計画税 } 負担水準65%に相当する税額まで軽減

※ 対象は23区内の土地です。